京都市里道管理条例の一部を改正する条例(令和８年１１月１１日京都市条例第　１９　号)

(建設局土木管理部道路河川管理課)

本市が徴収する里道の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

１　占用料の額の改定

占用物件			単位	占用料			
				改正前		改正後	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、街灯、郵便差出箱その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		1本につき1年	円 4,600	円 450	円 4,800	円 440
	電話柱及びその支柱類			2,600	260	2,800	260
	その他の柱類			260	26	280	26
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	26	3	28	3
		地下電線その他地下に設けるもの		16	2	17	2
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	2,200	220	2,300	210
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
ガス管、水管、下水道管その他これらに類する物件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	11	120	11
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	16	170	15
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240	24	250	23
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		320	32	330	31
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		480	47	500	46
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		640	60	670	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	110	1,200	110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	160	1,700	150
		外径が1メートル以上のもの		2,500	250	2,700	250
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,600	160	1,700	150

その他の工作物、物件及び施設	別に定める。	別に定める。

この条例は、令和９年４月１日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市条例第　１９　号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第１号を次のように改める。

⑴　占用料の額が年を単位として定められている場合において、占用の期間が４月１日に始まる１年であるときはその年額により、その他のときは占用の期間の初日の属する月から占用の期間の末日の属する月までの月割りにより計算する。

第１６条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号中「前号」を「前２号」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　占用料の額が月を単位として定められているときは、占用の期間の初日の属する月から占用の期間の末日の属する月までの月数により計算する。

第１６条第２項前段中「第２号」を「第３号」に改め、同項後段中「占用期間」を「占用の期間」に改める。

別表第１２条第１項第１号に掲げる工作物の項中

「

円	円
4,600	450
2,600	260
260	26
26	3
16	2
2,200	220
5,300	530

」

を

「

円	円
4,800	440
2,800	260
280	26
28	3
17	2
2,300	210
5,600	510

」に改め、同表第１２条第１項第２号に掲げる物件の項中

「

110	11
160	16
240	24
320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
1,600	160

」を「

120	11
170	15
250	23
330	31
500	46
670	60
1,200	110
1,700	150
2,700	250
1,700	150

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の京都市里道管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用の期間が施行日前に始まり、施行日を含む１年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（令和９年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額）

３　市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前の京都市里道管理条例（以下「改正前の条例」という。）第１２条第１項又は第４項の規定による許可を受けている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和９年度の占用料の額が、改正前の条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

（建設局土木管理部道路河川管理課）